

広島特別支援学校制服制定会議設置要項

広島市立広島特別支援学校

(目的)

第1条 児童生徒が誇りをもって着用したくなるような魅力的・機能的な制服制定に向け検討を行い、制服の原案を作成する。

(会議の構成)

第2条

- (1) 本会議の委員及び委員長、副委員長は校長が指名する。
- (2) 委員は、PTA会長、PTA副会長、校長、教頭(1)、事務長、部主事(1)、教諭(生徒指導部)(2)の職員で構成する。

(内容)

第3条 本会議は、制服制定に向け次の内容について検討する。

- (1) 制服制定の意義等に関すること。
- (2) 制服の制定に関すること。
 - ア 制服のデザインに関すること。
 - イ 展示会、プレゼンテーション、販売等に関すること。
 - ウ 担当業者の選定に関すること。
- (3) 制服の披露に関すること。

(その他)

第4条

- (1) この要項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。
平成25年4月1日一部改正(会議の構成)